

母子家庭自立支援給付金のご案内

町では、安定した収入を得て自立するため、「就業につながる技術や資格を取得したい」という母子家庭のお母さんに、技術や資格の取得にかかった費用の一部を助成する事業を実施しています。

どちらの事業も事前相談が必要です。対象要件等詳しくは、福祉事務所までお問い合わせください。

〔高等技能訓練促進費〕

看護師、介護福祉士などの経済的自立に効果的な資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に訓練促進費を支給します。

○対象者

岩美町内に居住する母子家庭の母で次の要件を全て満たす方

- ・ 児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準であること
- ・ 資格取得のため、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ・ 就業又は育児と修業の両立が困難であること

・ 過去にこの訓練促進費の支給を受けていないこと

○対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師等

○給付金の種類

- (1) 訓練促進費
- 住民税非課税世帯

月額100,000円

(平成24年3月31日までの入学者は、月額

141,000円)

住民税課税世帯

月額70,500円

- (2) 修了一時金

住民税非課税世帯

50,000円

住民税課税世帯

25,000円

○支給期間

- (1) 訓練促進費

修業する期間の全期間

(上限3年)で、申請のあった月からの支給となります。

(2) 修了一時金

修了日経過後、原則30日以内に申請してください。

〔母子家庭自立支援教育訓練給付金〕

ホームヘルパー講座など指

定された教育訓練講座などを受講する場合に給付金が支給されます。

○対象者

岩美町内に居住する母子家庭の母で次の要件を全て満たす方

- ・ 児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準であること
- ・ 雇用保険の教育訓練給付の受給資格がないこと
- ・ 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること
- ・ 過去にこの教育訓練給付金の支給を受けていないこと

○対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など

○支給額

受講料の20%相当額

(上限100,000円、

ただし4,000円以下

は支給しません。)

※事前に福祉事務所へご相談ください。

問い合わせ先

岩美町福祉事務所
73-1339

岩美町介護予防教室

無理せず楽しく
体を動かしましょう♪

筋力アップ教室 参加者募集のご案内

岩美町では、転倒や体力の低下を予防することを目的に、筋力アップ教室を開催します。椅子に座ったまま、横になりながらできる運動を行います。興味のある方は、ぜひご参加ください。

★日 時…12月4日～平成25年2月26日の毎週火曜日(12回)午後2時～3時30分

★会 場…岩美すこやかセンター ★料 金…月800円

★対象者…65歳以上で今まで筋力アップ教室に参加したことがない方

※電話または福祉課窓口にて受け付けします。

※送迎が必要な方はご相談ください。

※定員20名程度になりましたら、締切り前でも受付できない場合があります。お早目に申込みください。

連絡先 福祉課 ☎73-1333

地域包括支援センター ☎72-8420

申込み締切り 11月2日(金)